

■議案第16号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町における地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターは、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」の各分野を一体的に進める調整役として重要な役割を果たしていますが、介護予防支援事業所としての指定も受けており、要支援者のケアプラン作成などの介護予防支援業務等も行っています。

介護予防支援業務については、保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員が行うこととなっており、現在は、正規職員の社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の資格を有する保健師・看護師と非正規職員の介護支援専門員が行っていますが、正規職員は兼務のため、本来の業務である包括的支援事業（在宅医療・介護連携推進、認知症施策、生活支援体制整備等）や介護予防事業の推進に支障が生じている状況です。

介護予防施策や認知症施策などは、今後、更に強力に推進する必要があることから、推進体制を強化するため、主に介護予防支援業務を行う介護支援専門員を来年度当初より正規職員として採用することとしましたので、新たな職種として本条例に規定するものです。

【改正内容】

行政職給料表級別職務分類表に「介護支援専門員」を追加します。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）抜粋

第2条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

【参考】

介護支援専門員の定義

介護保険制度において、ケアマネジメントを実施する有資格者のこと。

要支援・要介護認定者及びその家族等からの相談を受け、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、自治体や介護サービス事業者等との連絡、調整を行う。介護保険法に基づく名称は介護支援専門員であるが、ケアマネジャー（care manager）とも呼称される。